支援等の情報



令和2年度(2020年度) 通知書をお送りします

問国民健康保険課 へご申請ください。 **☎**963∥9146

●後期高齢者医療保険料の納入 (第二庁舎1

は、7月31日金までに保険証、 月から口座振替に希望する場合 保険課または北部・南部出張所 み)をお持ちのうえ、国民健康 に口座振替をお申し込みの方の 振替口座の通帳と届出印(新た ます。年金からの特別徴収を10 書のみ)を7月16日休に発送し *新型コロナウイルス感染症拡 告が反映されていない場合が

大に伴う確定申告の期限延長

により、保険料額に所得の申

取り扱いできません

問国民健康保険課後期高齢者医 第2期以降に変更の納入通知

(第二庁舎1階)

296

負担額減額認定証」の更新は

険料額が変更となる場合は、

あります。申告が反映され保

たに課税された方、年金からの の年税額に変更があった方や新 ||国民健康保険税の納税通知書 令和2年度 (2020年度) をお送りします (差し引き)を口座振 **=** のお知らせ

場合は、同封の口座振替依頼書 開始までに口座振替を希望する 金融機関等へご提出ください。 で、特別徴収 (年金差し引き) 発送します。 *納期限を過ぎた納付書やバー *国保税、保険料については、 出張所または越谷市が指定する を国民健康保険課、北部・南部 コンビニエンスストア等でお コードがついていない納付書 納期限内にお納めください は、ゆうちょ銀行・郵便局、

納付書(口座振替の方には通知 替に変更した方に納税通知書と

守中に配達された場合は、不在 え、お早めにお受け取りくださ 票が入りますので、確認のう 簡易書留郵便で配達します。 留

*住民登録の際に、アパートや ください 対しては、8月上旬までに改 は、棟や部屋番号までご登録 めて普通郵便でお送りします マンションにお住まいの方

「限度額適用・標準 ③のすべてに該当する方は国民

国民健康保険の「限度額適用 認定証」

分の納入通知書を7月14日伙に 納付書払いの方 ◆国民健康保険または後期高齢 3 | 9 | 17 | 0

を希望する方

手続きが必要です

者医療制度に加入している世帯 (方) に、8月以降の新しい保 します 国民健康保険または後期高齢 者医療制度の保険証をお送り

ます 険証を7月下旬までにお送りし 保険証は、住民登録の住所に ください

療制度について…☆963=9 63||9154 担額減額認定証について…☆9 6、国保の限度額適用・標準負 後期高齢者医

*一定期間受け取りのない方に

●倒産やリストラなどで離職し されます た方の国民健康保険税が軽減

保険に加入する方で、 ている方や、これから国民健康 現在、国民健康保険に加入し 次の①~

☎963Ⅱ9146

証について…☆963=914 は、事前に左記へお問い合わせ 保険課へ。郵送をご希望の場合 るもの、世帯主の印鑑(認印) 窓口に来る方の本人確認ができ のマイナンバーが分かるもの、 証、世帯主と認定証が必要な方 対8月1日以降の認定証の交付 (第二庁舎1階) 国民健康保険 **直接または郵送で国民健康** 問国民健康保険課 掛新しい保険 12 21 22 23 31 32 33 所では受け付けできません)。 で65歳未満 34のいずれか) 格者証の離職理由コードが1・ 給付を受ける(雇用保険受給資 者、特定理由離職者として失業 保険課へご申請ください 者証をお持ちのうえ、国民健康 険証、印鑑、雇用保険受給資格 健康保険税が軽減されます。 による解雇などにより離職した 〈対象者〉 ②雇用保険の特定受給資格 ①倒産・会社都合 ③離職日時点 (出張

民健康保険税を計算 与所得を100分の30として国 〈軽減方法〉 〈軽減対象期間〉 対象者の前年給 平成28年3

> 策に充ててほしいと 減額分については、

して、

た行い、同

高橋市長に申し

入れ

問議事課☎963=

9 2 6

いました。

年度の翌年度末まで。27年3月 月31日以降に離職した方は離職 問国民健康保険課 方は28年度のみ 31日~28年3月30日に離職した 日の翌日から、その日の属する

の状況によっては 医療機関での早 国民健康保険と は中止となる可能性があり すが、新型コロナウイルス感染 後期 の受診をお願 高齢者医療保険の健康診 ます ます

取りやめた行政調査 ス感染症拡大の影響 経費のうち新型コロ て減額すると決定し 6月11日、市議会 ナウイル ました。 分につい を受け、 感染症対策に係る市議会からの申し入れ



感染症対

左から青山副市長、高橋市長、 伊藤議長、畑谷副議長

日に市役所議場で開 か れ、日~ 市 18

新型コロナウイルス

問議会について…議事課 て: 63 || 9261, 決されまし 法務課☎963=91 議案につい 3

長提出5 25議案が 原案どおり 可

開

か

れ

ま

た

6

月議

会

が

6月定例会が6月

新型コロナウイルス感染症により 響等を受けた方への

*各支援を受けるための条件、必要書類など、詳しくは各 問い合わせ先にご確認ください

*下記のほか、国や県が実施している融資制度等の支援が 受けられる場合があります。詳しくは各ホームページな どをご確認ください

越谷市事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した 市内中小企業者(法人・個人事業主)の皆さんに、一律 10万円を交付します。

〈対象〉 市内に主たる事務所(本店等)を有し、売上が 一定程度減少している中小企業者(法人・個人事業主) で、今後も事業を継続する意思を有する方。売上減少率な ど詳しい要件は市ホームページをご確認ください

8月31日(月)まで(消印有効)に申請書等を 〈申込み〉 郵送で下記へ。要件や申請書類など、詳しくは市ホームペ ージをご覧ください

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送での 受け付けとします

問産業支援課事業継続支援金担当(50343-0023東越谷 1-5-6) **5**967-2501, **5**967-2502

国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により次に掲げる事由に該当 する場合は、申請により保険税(保険料)が減免となるこ とがあります。

〈減免の対象および減免割合〉 ①主たる生計維持者が死 亡または重とくな傷病を負った被保険者世帯については、 全額減免 ②事業収入、不動産収入、山林収入または給与 収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次 のア~ウのすべてに該当する被保険者世帯については、 定の要件に応じて2割~全額を減免。ア主たる生計維持者 の事業収入等のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減 少する見込みであること イ前年の所得の合計額(合計所 得金額)が1,000万円以下であること ウ減少が見込まれ る事業収入等以外の収入による前年の所得の合計額が400 万円以下であること

申請書等を郵送で下記へ。減免対象や申請書 〈申込み〉 類など、詳しくは市ホームページをご覧ください

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、原則郵 送での受け付けとします

問国民健康保険課 ☎963-9335 (7月31日(金)まで)、国 民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎963-9170

水道料金の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入や売上が減 少した方を支援するため、水道料金を減免します。

次の①~③のいずれかに該当する方。①国の持 続化給付金を受給した中小法人または個人事業者等 活福祉資金貸付制度(緊急小口資金・総合支援資金)の新 型コロナウイルス感染症に係る特例貸付を受けた ③新型 ナウイルス感染症に係る市・町税等の特例制度に 徴収猶予の決定を受けた

〈減免となる料金〉 令和2年(2020年)7月検針分また は8月検針分の水道料金全額。ただし、1件50万円を上限 とします

*下水道使用料については減免対象となりません

〈申込み〉 7月1日(水)~10月31日(土)(当日消印有 効) に、申請書等を郵送で下記へ。申請書など、詳しくは 越谷・松伏水道企業団ホームページ (https://www.koshi -matsu.koshigaya.saitama.jp/) をご覧ください

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、原則郵 送での受け付けとします

問越谷・松伏水道企業団お客さま課(●343-8505越ヶ谷 3-5-22) ☎961 -8936